

人事労務ニュース

平成20年10月号

過重労働による健康障害を予防するための措置

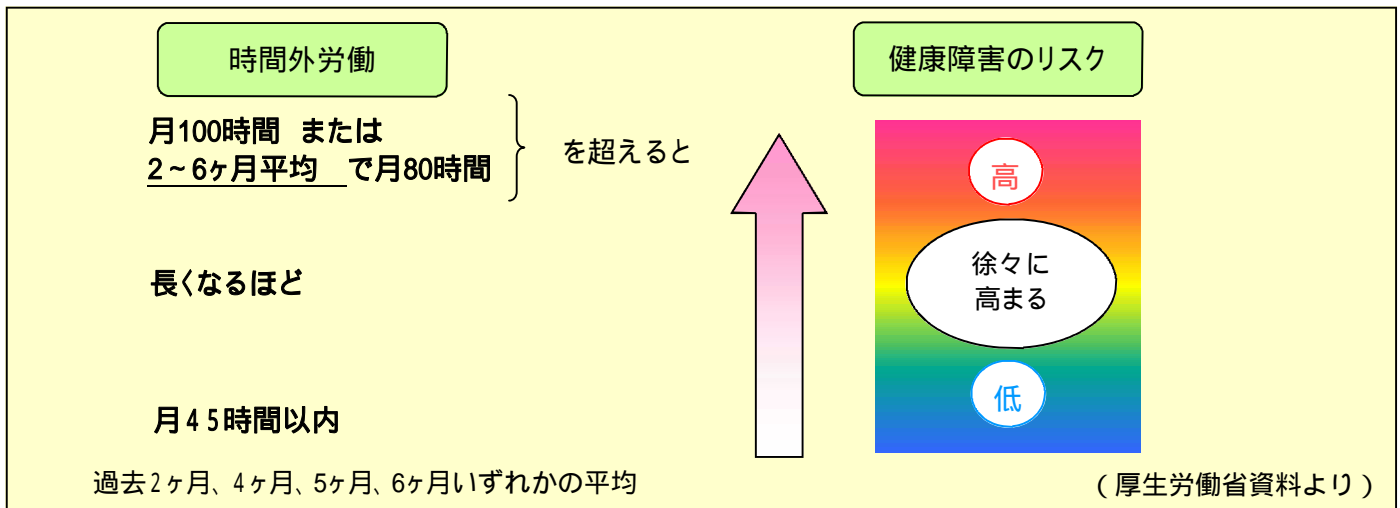
過重労働対策は、厚生労働省が策定した「平成20年度地方労働行政運営方針」の労働基準行政重点政策に盛り込まれており、行政は指導強化に乗り出しています。こうした背景には、過重労働を原因とする脳・心臓疾患、精神疾患の発症の増加があります。

労働者の健康障害は、労働者本人の生活の安定を脅かすほか、使用者側にとっても、人材の不足、訴訟リスクの増加などの問題を引き起こします。今号では、過重労働と健康障害の関連性と、事業主に求められている予防措置をご紹介します。

1. 過重労働と健康障害の関連性

過重労働と、脳・心臓疾患等の健康障害の関連性については、長期間の過重労働による疲労蓄積のほか、短期間の過重労働、突発的に起こる異常な出来事によるストレスを総合的に見て判断します。

長期間の過重労働



短期間の過重労働

短期間（おおむね1週間）の間に特に過度の長時間労働が認められること
短期間に継続した長時間労働が認められること
休日が確保されていないこと 等

異常な出来事

極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的または予測困難な異常な状態
緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的または予測困難な異常な状態
急激で著しい作業環境の変化

労働者が上記 ~ のような環境にある場合、過重労働による健康障害リスクが高まります。

2. 健康障害を防ぐために講ずる措置

平成18年4月、労働安全衛生法が改正され、過重労働による健康障害を予防するため、長時間にわたる労働により疲労が蓄積した労働者に対して、医師による面接指導を実施することが義務づけられました（事業規模50人未満の事業場は平成20年4月より義務化）。

医師による面接指導（義務）の対象となる労働者

月100時間を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者であって、医師による面接指導の実施を申し出た者

医師による面接指導または面接指導に準ずる措置（努力義務）の対象となる労働者

月80時間を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者であって、医師による面接指導または面接指導に準ずる措置の実施を申し出た者
事業場で定める基準に該当した者

3. 面接指導および面接指導に準ずる措置とは

《面接指導》

医師（産業医等）が、労働者との面接により、勤務状況・疲労の蓄積状況等の把握、メンタルヘルス面のチェック等を行い、把握結果に基づいて必要な指導を行うものです。

《面接指導に準ずる措置》

医師（産業医等）による面接指導ではなく、例えば、

- ・労働者に対して保健師等による保健指導を行う
- ・厚生労働省作成のチェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対して面接指導を行う
- ・事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける



等の措置を講ずるものです。

4. 面接指導等の実施後に事業主が構すべき措置

医師（産業医等）による面接指導を実施した後、事業主は以下の措置を構する必要（面接指導等が努力義務となっている労働者については、以下に準ずる措置を講ずる努力義務）があります。

医師からの意見聴取を行う

面接指導の結果の記録を作成し、5年間保存する

（記録には、疲労の蓄積その他心身の状況、意見を聴取した医師の意見等を記載しておきます。）

事後措置の実施

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等

過重労働・過労死をめぐる裁判では、労働者の長時間労働について、使用者が適切な措置を講じず、そのために脳・心臓疾患等を発症した場合には、使用者の安全配慮義務違反として、使用者に損害賠償の支払いを命じるケースもあります（電通事件、大阪府立病院事件等）。リスクの軽減、労働者の健康保持のために、過重労働による疲労蓄積が疑われる労働者には、本人からの申出がない場合でも、健康障害の予防措置を早めに講じることができるよう、体制を整えておくことが安心です。